

愛媛県報

発行 愛愛 媛 県

第336号

令和4年8月26日金曜日 第336号

◇ 目 次 ◇
告 示

指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課) 701
大規模小売店舗の新設の届出の概要等	
解除予定保安林にする旨の通知	(森林整備課) 702
液化石油ガス販売事業者の認定	(東予地方局総務県民課防災対策室) 702
建設業者の許可の取消し	(東予地方局管理課) 702
道路の区域変更(県道久米垣生線)	(中予地方局管理課) 703
道路の供用開始(")	(") 703
開発行為に関する工事の完了(2件)	(中予地方局建築指導課)703
道路の区域変更(県道後柿之浦線)	
道路の供用開始(")	(")704
道路の区域変更(県道鳥井喜木津線)	(南予地方局八幡浜土木事務所) 704
落札者等の告示(2件)	(教育総務課、総合教育センター) 704
公告	
技能検定の合格者	(労政雇用課) 705
教育委員会公告	
令和5年度愛媛県公立学校教員採用選考試験(後期選考試験)の実施について	(義務教育課) 706
公営企業公告	
手術用高解像度外視鏡システムの購入	(公営企業管理局総務課)707

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第899号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和4年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

名	称	所	在	地	P	影	者		担当しようとする	指定年月日
<u> </u>	小小	PII	111	1E	氏名又は名称	主たる事務所	の所在地	代表者の氏名	医療の種類	拍处千月口
アイン薬局 金生	主町店	四国中央i 49 - 1	市金生	町下分12	株式会社西日本ファーマシー	高松市宮脇町 17号	1丁目5番	代表取締役 武 田 輝 美	薬局(育成医療・ 更生医療)	令和4年 8月1日
マック大洲調剤薬	薬局	大洲市東	大洲17	4番地	株式会社大屋	西条市西田甲5	590番地 2	代表取締役 伊藤 慎太郎	薬局(育成医療・ 更生医療)	令和4年 8月1日

○愛媛県告示第900号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に 基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに久万高原町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

上浮穴郡久万高原町久万536番地1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

株式会社大屋

mac 久万高原店

西条市西田甲590番地 2 代表取締役 伊藤 慎太郎

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社大屋

西条市西田甲590番地2

代表取締役 伊藤 慎太郎

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年3月15日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,070平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

39台

イ 駐輪場の収容台数

10台

ウ 荷さばき施設の面積24平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量 8 9立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉 店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後12時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午前0時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午前8時30分まで
- 2 届出年月日

令和4年8月12日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに久万高原町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第901号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林 法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和4年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所西予市城川町川津南1717の4、1720の3、1739の4
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

○愛媛県告示第902号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和4年8月26日

愛媛県東予地方局長 山 本 泰 士

氏名又は名称	代表者の氏名	住所	認 定年月日
有限会社鈴木住 宅設備	鈴 木 正 秀	四国中央市三島宮川2丁目1番6号	令和4年 8月17日

○愛媛県告示第903号

建設業法 (昭和24年法律第100号)第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 令和4年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(特 - 30)第9627号	平成30年 6月18日	アイビー(株)	菊川 誠久	今治市桜井 2 - 1 - 50	令和4年 7月1日	左官工事業 とび・土工工事業 石工事業、鉄筋工事業 板金工事業、ガラス工事業 塗装工事業、防水工事業 熱絶縁工事業、建具工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-3)第18755号	令和 3 年 11月25日	(株)イージーエス	加藤和宏	新居浜市新田町 3 - 1 - 39	令和4年 7月4日	建築工事業 とび・土工工事業 舗装工事業、造園工事業	建設業の廃止
(般-1)第12989号	令和 2 年 2 月24日	(有)サム企画	木花 勇作	新居浜市政枝町3-1-	令和4年 7月6日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(特-2)第18502号	令和 2 年 7 月21日	(株)大力	田中 達也	西条市喜多川853	令和4年 7月7日	鋼構造物工事業	建設業の廃止 (一部)

〔般 - 3)第10432号	令和4年 2月22日	(有)岡﨑工務店	岡﨑	昭文	四国中央市下柏町549 - 3	令和4年 7月12日	建築工事業大工工事業	建設業の廃止
〔般 - 29)第7017号	平成29年 9 月14日	石和設備工業㈱	山川	和孝	新居浜市東田 2 - 甲1632 - 2	令和4年 7月13日	管工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第904号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路	ろの種類	路	線	名	K	間	旧・新 別	敷幅	地の員	延長	備考	,
県	道	h	米垣生	4 白	松山市古川南三丁目847番 3 から		旧	.イー 火 0.8	ル ~45 2	キロメートル 0 .146		
 	旦	Λ.	不坦土	級	同市古川南三丁目844番5まで		新	0.8	~ 50 .9	0 .146		

○愛媛県告示第905号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県 :	道	久	.米垣生	線	松山市古川南三							令和 4 年 8 月26日

○愛媛県告示第906号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 令和4年8月26日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
4 中局建 (開)第17号 令和 4 年 8 月12日	伊予市宮下字竹ノ宮213番 1	松山市土居田町853番地 1 ハーベスト土居田203号 一 原 佳 之 ー 原 沙 希

○愛媛県告示第907号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 令和4年8月26日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
4 中局建(開)第19号 令和4年8月18日	伊予市下三谷字久保1568番 2 、1568番 3	松山市和泉北4丁目6番15号 和泉パールハイツ107号 松 野 久美子

○愛媛県告示第908号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和4年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	後柿之浦線	宇和島市津島町平井445 - 6 地先 同町平井445 - 5	旧	メートル 11.6~43.0	キロメートル 0.075		
宗 追	1友仰之用級	宇和島市津島町平井445 - 6 同町平井445 - 7		新	17 .7 ~ 61 .1	0 .075	

○愛媛県告示第909号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	後	柿之浦	線	宇和島市津島町同町平井445 -		6から					令和 4 年 8 月26日

○愛媛県告示第910号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和4年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	種 類	路	線	名	X	間	旧・新別	敷坩幅	也の員	延	長	備	考
県	西宇和郡伊方町三机字御所浜乙3689番 1 地先から 県 道 鳥井喜木津線							メート) 14 2	لا ~ 38 ف	キロメ- 0 22			
宗	道	与分	音小月	⋿級承	同町三机字高浦乙3920番 1 地先書	きで	新	35 .9	~ 128 .1	0 .16	51		

○愛媛県告示第911号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和4年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務 の名称及び数量	契約に関する事務を 担当する機関の名称 及び所在地	随意契約の相手方 を決定した日	随意契約の相手方の氏 名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約にした理由
次期教育情報通信ネットワ ークシステム基本設計業務 一式	愛媛県教育委員会事務 局管理部教育総務課 愛媛県松山市一番町四 丁目4番地2	令和4年7月7日	NTTビジネスソリューションズ株式会社愛媛ビジネス営業部 愛媛県松山市一番町四丁目3番地	16 280 ,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号)第11条 第1項第1号の規定による

○愛媛県告示第912号

次のとおり落札者を決定した。 令和4年8月26日

愛媛県総合教育センター所長 沖 田 浩 史

落札に係る物品等又は特定役務の名 称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
愛媛県総合教育センターの空調設備 の改修 一式	愛媛県総合教育センター総務課 愛媛県松山市上野町甲650番地	令和4年8月10日	株式会社戒田商事 愛媛県松山市井門町19 0番地 1	136 ,840 ,000円	一般競争入札	令和4年7月1日

公 告

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づき令和4年6月19日から8月11日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

令和4年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

造園 (造園工事作業)

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 10	A甲 2	A 甲 6	A 甲 7	A甲 8	A 甲 9
A 甲 10					

機械加工(普通旋盤作業)

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	C 2

機械加工(数値制御旋盤作業)

3級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

機械加工 (フライス盤作業)

3級

受	検	番	号	
С			1	

機械加工(マシニングセンタ作業)

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5

機械検査(機械検査作業)

3級

受	検	番	号	
В			1	

電子機器組立て(電子機器組立て作業)

3級

受 検	番号	受 検	番号	受 検	番 号
В	1	В	2	В	3

建築大工(大工工事作業)

3級

受 検 i	番号	受検	番号	受 検 i	番号	受 検 習	番号	受検	番号	受検	番号
A 甲 A 甲	1	A甲	3	A甲	4	A甲	5	A甲	6	A甲	8
ΑΨ	12		1		2						

左官(左官作業)

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 4	A甲 5	A甲 6	A甲 7
A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 15
A 甲 16	A 甲 18	A 甲 19	A 甲 22	A 甲 23	A 甲 24
A 甲 26	A 甲 27	A 甲 28	A甲 29		

フラワー装飾(フラワー装飾作業)

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A 甲 4	A甲 5	A甲 6	A甲 7
A甲 8	A甲 9	A 甲 10	A甲 11	A甲 12	B 1

教育委員会公告

〇公 告

令和5年度愛媛県公立学校教員採用選考試験(後期選考試験) の実施について

教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第11条の規定により、 令和5年度愛媛県公立学校教員採用選考試験(後期選考試験)を次 の要領で実施する。

令和4年8月26日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

1 選考試験の区分、期日及び場所

区分	期	日	場	所
小学校教員 令和 4 年10月 8 日生		8日生	愛媛県庁 (松山市一番町四丁目	
中学校教員(各教 科)	(松山市一番町四丁 4番地2)		ш., ш., п	
高等学校教員(各 教科)	令和 4 年10月 9 日 (日)		松山工業高等学校 (松山市真砂町1番地)	
特別支援学校教員				

- 注1 区分間の併願は認めない。
 - 2 場所等を変更することがある。

2 受験申込受付期間

令和4年8月29日(月)から9月14日(水)まで

3 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号及び学校 教育法(昭和22年法律第26号)第9条各号のいずれにも該当し ない者
- (2) 試験区分に相当する教員免許状 (特別免許状及び臨時免許状を除く。)を有する者
- (3) 昭和38年4月2日以降に出生した者
- (4) 小学校教員、中学校教員、高等学校教員又は特別支援学校教員を志願する者のうち、他の都道府県の国公立学校(学校教育法第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校をいう。)の教員として勤務している者(正規教員であるものに限る。)で、令和4年9月14日時点で2年以上の教職経験(正規教員である期間に限る。休職、育児休業等の期間を除く。以下同じ。)を有する者

なお、育児休業等には、部分休業及び育児短時間勤務は含まない。

- (5) (4)で有する教職経験と同一の試験区分を志願する者
- (6) 令和5年度愛媛県公立学校教員採用選考試験(前期選考試験) の受験申込みを行っていない者

4 受験申込手続及び試験方法

令和5年度愛媛県公立学校教員採用選考試験志願要項(以下「志願要項」という。)及び令和5年度愛媛県公立学校教員採用選考試験後期選考試験実施要項(以下「実施要項」という。)を参照すること。

5 志願要項、実施要項及び出願関係用紙の入手方法 愛媛県のホームページからダウンロードし、印刷すること。 なお、上記によることができない場合には、下記まで問い合わ せること。

<問合せ先>

志 願 種 別	宛 先		
小学校教員志願者	〒790 - 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話(089)912 - 2942		
中学校教員志願者			
高等学校教員志願者	〒790 - 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2		
特別支援学校教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育記電話(089)912-2952		

公営企業公告

〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 4 年 8 月26日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

手術用高解像度外視鏡システムの購入

(2) 購入物品名及び数量 手術用高解像度外視鏡システム 1式 (使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式 を含む。)

(3) 購入物品の内容等 入札説明書等による。

(4) 納入期限

令和5年3月31日(金)

(5) 納入場所 愛媛県松山市春日町83番地 愛媛県立中央病院

- (6) 入札方法
 - ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあっては、紙入札を行うことができる。
 - イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該 金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨 てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者 であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当 する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請 負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業 者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 公告で示す物品を納入期限内に確実に納入できることを証明した者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問合せ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790 0012

愛媛県松山市湊町四丁目 4 番地 1 伊予鉄本社ビル 2 F 電話番号 (089)912 1000 内線4623

又は(089)912 2794

(2) 入札書の受領期限

令和4年10月5日(水)午前9時から同月7日(金)午後1 時29分まで

(3) 入札説明書の交付方法

愛媛県ホームページ (https://www.pref.ehime.jp/) でダウンロード又は(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所令和4年10月7日(金)午後1時30分 伊予鉄本社ビル5F 会議室

- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程 第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規 則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規 定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき令和4年9月22日(木)午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明 を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額 及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により 3(1)に掲げる場所に提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: High definition endoscopy system for surgery , 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:29 p.m., 7 October 2022
- (3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Management Bureau, lyotetsuhonsya Bldg. 2F 4 4 1 Minatomachi, Matsuyama, Ehime 790 0012 Japan. TEL 089 912 2794

令和 4 年 8 月26日 発行 708